

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日か、
翌日の翌日)

目 次

◇ 告 示 保 険 医 の 登 録

土地改良事業の認可申請の適否の決定(三件)

土地区画整理事業の事業計画の変更の認可

都市計画事業の認可

◇ 教 委 規 則 鳥 取 県 立 高 等 学 校 学 則 等 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

◇ 正 誤 鳥 取 県 蚕 糸 業 法 施 行 細 則 中 訂 正

告 示

鳥取県告示第七百七十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政

令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十九年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
木村正彦	鳥医第三、一三二号	昭和五十九年九月二十一日
沼田秀治	鳥医第三、一三三号	昭和五十九年九月二十二日
足立 茂	鳥医第三、一三四号	"
阿武雄一	鳥医第三、一三五号	"
井上幸哉	鳥医第三、一三六号	"
稲垣裕敬	鳥医第三、一三七号	"

鳥取県告示第七百七十一号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業(農村総合整備モデル事業西伯(阿賀)地区区画整理)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十二号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業西伯（能竹）地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七七十三号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（小規模排水）馬徳地区暗きよ排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和五十九年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十九年十月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十条第一項の規定に基づき、東浜坂団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

東浜坂団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

変更前 昭和五十八年二月十七日から昭和六十年三月三十一日まで

変更後 昭和五十八年二月十七日から昭和六十二年三月三十一日まで

四 施行地区の区域

鳥取市浜坂字高熊、字岩ヶ前、字東ウド、字西ウド、字揚田、字湯原及び字上土居の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内

六 施行認可の年月日

昭和五十八年二月十七日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示板に掲示する。

九 変更認可の年月日

昭和五十九年十月十一日

鳥取県告示第七百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十九年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業第二・二・五十五号 堀越公園

三 事業施行期間

昭和五十九年十月十六日から昭和六十年三月三十一日まで

四 事業地

- 1 収用の部分 鳥取市湖山町西二丁目地内
- 2 使用の部分 なし

教育委員会規則

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年十月十六日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

鳥取県教育委員会規則第五号

鳥取県立高等学校学則等の一部を改正する規則

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第一条 鳥取県立高等学校学則(昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「編入学を希望する者がある場合において、その者が相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められたときは、欠員があるときに限り、」を「相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者で編入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認められたときは、その者を」に改める。

第十七条第一項中「ときは、欠員があるときに限り、その者の修得した」を「場合において、教育上支障がないと認められたときは、その者の修得した、又は履修している」に改める。

第十八条第一項、第二十三条第二項、第二十五条第二項及び第二十七条第一項中「おいて、」の下に「教育上」を加える。

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第二条 鳥取県立高等学校通信教育規則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「おいて、」の下に「教育上」を加え、「入学を許可する」を「その者を入学させる」に改める。

第十五条第一項中「ときは、欠員があるときに限り、入学を許可する」を「場合において、教育上支障がないと認められたときは、その者を入学させる」に改める。

第十六条第一項中「おいて、」の下に「教育上」を加え、「入学を許可する」を「その者を入学させる」に改める。

第二十一条第二項、第二十三条第二項及び第二十五条第一項中「お

て、」の下に「教育上」を加える。

(鳥取県立盲学校、聾^{きこ}学校及び養護学校学則の一部改正)

第三条 鳥取県立盲学校、聾^{きこ}学校及び養護学校学則(昭和五十二年三月鳥取県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「編入学を希望する者がある場合において、その者が相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めるときは、欠員のあるときに限り、」を「相当年齢に達し、前各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認められる者で編入学を希望するものがある場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者を」に改める。

第十九条第一項中「ときは、欠員があるときに限り、その者の修得した」を「場合において、教育上支障がないと認めるときは、その者の修得した、又は履修している」に改める。

第二十条第一項、第二十二條第二項及び第二十七條第二項中「おい

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

鳥取県蚕糸業法施行細則(昭和五十九年九月鳥取県規則第六十六号)中の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

十二 上 第12条 第2条